主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人高岡次郎、被告人B、同Cの弁護人岡田直寛、その余の被告人 D外八名の弁護人登坂良作の各上告趣意は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当 らない(岡田弁護人の各論旨は、違憲をいうけれどもその実質は事実誤認の主張で あり、登坂弁護人の論旨は、違憲をいうけれどもその前提において本件処罰の対象 が公職選挙法違反の犯行であることを無視するものである)。また記録を調べても 同四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて同四一四条、三八六条一項 三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年四月七日

最高裁判所第二小法廷

| _ | 精 | 山 | 霜 | 裁判長裁判官 |
|-----|---|----|---|--------|
| 茂 | | Щ | 栗 | 裁判官 |
| 重 | 勝 | 谷 | 小 | 裁判官 |
| 郎 | 八 | 田 | 藤 | 裁判官 |
| — 熊 | 唯 | 林寸 | 谷 | 裁判官 |